

しぶかわし

農業委員会だより

発行／渋川市農業委員会 〒377-8501 渋川市石原80番地(市役所第二庁舎)
TEL 0279-22-2920 FAX 0279-22-2132

vol.6

平成22年1月号

こんにちは！
がんばってます！



家族で楽(酪)農 森田 拓哉さん(北橘町赤城山)

我が家は、北橘町赤城山地区で、搾乳牛60頭を飼育する酪農家です。
昭和26年に祖父がこの土地を開墾し、昭和37年に寒冷地対策事業で乳牛を1頭導入したのが我が家の酪農の始まりです。

私は、勢多農林高校、県立農林大学校を卒業後、県畜産試験場へ牛の繁殖を学びに1年間研修へ行き、その後、現在父が経営している我が家の酪農を継ぐべく就農しました。

就農後、私は、「SUNクラブ」(渋川地区農業青年クラブ)に入会し、同年代の農業青年達と交流し、知識や技術の向上を図り、また、経営に関する情報交換をしています。その他にも、JA青年部、酪連青年研究部、消防団にも参加しています。

これからも、これらの活動に積極的に参加し、沢山の仲間を作り、情報交換をし、経営の資質向上に役立てたいと考えています。

また、今後は搾乳牛の増頭は考えておらず、粗飼料の自給率向上を目標に考えています。

今後も、祖父母・父・母・私の親子三代で力を合わせて『楽農』(楽しい農業)をしていきたいです。そして、安心安全なおいしい牛乳を消費者に届けたいと思います。

年頭にあたって

渋川市農業委員会 会長 廣田 勝次



新年明けましておめでとうございます。

農家のみなさまにはお健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、梅雨時期からの天候不順による日照不足の影響で一部の農作物に被害もありました。しかし、その後天候の持ち直しもあり米をはじめ農作物は概ね豊作の秋を迎えることができましたと思います。

しかしながら、世界的な穀物・原油価格の高騰により肥料・飼料・生産資材等の価格が上昇した反面、農作物価格の伸び悩み等により農業経営に大きな問題をかかえております。

今、世界の食料事情が大きく変わろうとしております。昨今での消費・賞味期限の書き換えや偽装表示の問題が表面化し、食の安全・安心が国民の大きな関心事になっており、食料政策のあり方が問われています。

このような中で、本年にはWTO農業交渉や日豪のFTA（自由貿易協定）等で厳しい局面が予想されます。

また、国は農地政策を見直し、改正農地法により耕作放棄地を含めた農地の面的集積促進の新たな仕組みを導入し利用集積を進めています。

こうしたことを踏まえ、農業委員会では耕作放棄地の解消対策として費用が比較的安価で、雑草の成長を抑制できるマメ科の植物の一種「ヘアリーベッチ」を取り入れ遊休化された農地の解消に向けた取組により、担い手への利用集積に繋がりたいと思っております。

農業を取り巻く課題はたくさんありますが、農業委員会は地域農業を守り発展させるために一生懸命頑張る所存であります。各位のご指導ご協力をお願いし年頭にあたってのご挨拶といたします。

農業委員（議席順）

郎 子子雄子次
十 晃重保秀智勝
彦 八美
井 道野坂雲田
石 神中石南森廣

一 雄 一夫直一司之一
好 宣力圭一満裕邦輝米

藤 林村岡田藤野塚
兵 小松長池下佐狩飯轟

一 巳樹隆雄 吉郎雄典
眞 勝正良隆進勝六忠直

明 谷橋原田 方本木
千 塩高萩角下岸平岡轟

雄 男六隆一 一喜夫
元 克安啓才進昇正恒建

林 井泉澤暮木下井村丸
小 永奥入木笛松新島都

市長へ

農業施策に関する 建議書提出



農業委員会は平成21年10月13日に市長へ建議書を出しました。
この建議書の作成にあたっては、農業者の意見や要望を集約したものを基に委員会で整理したもので、10月5日に農業委員会総会で議決されました。
新年度の市の予算編成にあたり農業施策において積極的な措置を講じられるよう、また農政に反映されるよう阿久津市長へ要望しました。その主な内容は次のとおりです。(一部要約、抜粋あり)

1. 農業委員会組織の活動に対する支援について
農地法等改正案が、6月17日の参議院本会議で可決・成立した。
今回の改正では、農業委員会の担う役割が極めて重要であり、活動予算の確保、事務局体制の整備・強化が図れるよう支援措置をお願いしたい。
2. 遊休農地対策の推進について
(1) 遊休・耕作放棄農地を市民農園等として利活用する事業を強化されたい。
(2) 市においては、遊休農地の解消に伴う農家の負担軽減のための支援を図っていただいておりますが、引き続き本事業の継続と補助制度の拡充・強化をお願いしたい。
3. 担い手対策について

- (1) 認定農業者等担い手の経営確立の支援について
- (2) 農業後継者の育成確保について
- (3) 小規模農家等の育成と支援について
- (4) 集落営農組織への支援について
4. 農業生産基盤の整備・維持管理について
(1) 土地基盤整備と優良農地の確保について
- (2) 農道及び用排水路の整備について
- (3) 洪川南部地域用排水路の整備等について
5. 有害鳥獣対策について
対処方法、被害防止策について、農家への情報提供に努め、駆除対策の指導、助成に努められたい。
6. 畜産対策について
(1) 輸入飼料の価格安定対策について
- (2) 畜産農家に対するヘルパー制度の充実・強化について
7. 食育の推進について
(1) 食の安全・安心が求められており、地元農畜産物の消費を積極的に推進されたい。

- (1) 認定農業者等担い手の経営確立の支援について
- (2) 農業後継者の育成確保について
- (3) 小規模農家等の育成と支援について
- (4) 集落営農組織への支援について
4. 農業生産基盤の整備・維持管理について
(1) 土地基盤整備と優良農地の確保について
- (2) 農道及び用排水路の整備について
- (3) 洪川南部地域用排水路の整備等について
5. 有害鳥獣対策について
対処方法、被害防止策について、農家への情報提供に努め、駆除対策の指導、助成に努められたい。
6. 畜産対策について
(1) 輸入飼料の価格安定対策について
- (2) 畜産農家に対するヘルパー制度の充実・強化について
7. 食育の推進について
(1) 食の安全・安心が求められており、地元農畜産物の消費を積極的に推進されたい。

- (2) 学校給食への地元農畜産物の利用拡大を図るため、生産団体との協議を深め、生産供給体制の整備・支援をより一層推進されたい。
- (3) 農業体験を通じてさまざまな感情が養われる情操教育効果や、農業・農村の理解促進を図るため、学校等教育現場における農業教育や体験学習の導入・拡大を推進されたい。
8. 地域農産物・特産物を活用した農業の活性化の推進について
(1) 消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっているなかで、新鮮な農産物等について、低農薬栽培や有機栽培などに対する指導等の対応を図られたい。
- (2) 農産物の加工産業を育成し、付加価値を高め、グリーンツーリズムの導入による観光の振興、地域内の消費者との交流、各種イベント事業の振興による販売促進を図られたい。
- (3) 農村地域活性化のため、特産品の販売促進・ブランド化や新産品の開発を図り、集客販売施設等の整備、観光産業と連携し農業観光資源の活用を推進されたい。



9. 農業用水の汚染防止対策について
水酸化率の促進を図られたい。
10. 森林の保全について
豊かな森林環境を保全するため、松くい虫防除、林道整備及び治山対策事業を継続的に実施されたい。
11. 国・県への要請について
次の事項について国・県へ要請をお願いしたい。
(1) 水田・畑作経営所得安定対策に関すること
(2) 農地・水・環境保全向上対策に関すること
(3) 中山間地域等直接支払制度に関すること
(4) 農業税制対策に関すること
(5) 担い手の確保と支援対策に関すること
(6) WTO農業交渉ならびにEPA・FTA交渉に関すること
群馬県の特産であるコンニャクについては、関税の引き下げ阻止と不正輸入・原料偽装の監視体制を強化されたい。

大きく変わります 農地法改正



改正の目的

「農地の減少を食い止め、農地を確保する」
 「農地を最大限に活用するために農地の貸し借りをしやすくする」

農地法等の一部を改正する法律が第171回国会で成立し、平成21年6月24日に公布されました。
 新たな農地制度では耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進することをめざしています。

どこが、どう変わる？

多くの点が見直されましたが主となるポイントは以下のとおりです。

項目	改正前	改正後
目的規定	耕作者自らが所有する	農地の効率的な利用を図る
農地権利者の責務規定(新設)	———	農地上の適性かつ効率的な利用を確保
転用規制	公共施設用地への転用	許可不要 都道府県と国が協議(法定協議制度)
	違反転用	懲役3年以下または、 罰金300万円以下 法人罰金を1億円以下に引き上げ。都道府県知事などによる行政代執行制度を設立
利用規制	農地の権利移動 所有・利用とも農業者、 農業生産法人	所有は現行通り。利用は一般企業やJA、NPO法人などにも認める。ただし周辺地域での農地の効率的利用に支障を生ずる恐れがある場合は、農業委員会が許可しない要件を新設
賃貸借期間	20年以内	50年以内
遊休農地対策	市町村が指定した遊休農地について、農業振興の観点から必要な措置を講じる	全ての遊休農地を対象にした仕組みに見直し。 所有者が分からない遊休農地も利用権設定できるようにする

これらのほかにも、農地の権利取得後における下限面積要件、農地の相続等の届出制度の創設など、変更点があります。

この大規模な改正はこれまでの「自作農主義」から「耕作者主義」に転換するもので食料自給率の低下、休耕地の増加、後継者不足、農業の効率化などの諸問題に対処するためのものなのです。

※平成21年12月下旬施行予定です。

経営と老後の生活をがっちりサポート

新農業者年金に加入しましょう!!

新しい農業者年金制度は安心して頼れる魅力ある制度になりました

- ◆メリット1 農地を持たない農業者や家族農業従事者も加入できます(国民年金第1号被保険者)
- ◆メリット2 少子高齢化時代に強い年金…積立方式で安定した財政運営を行います
- ◆メリット3 保険料の額は自由に決められます(月額2万円から6万7千円まで千円単位)
- ◆メリット4 80歳までの保証が付いた終身年金です
- ◆メリット5 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
- ◆メリット6 農業の担い手(認定農業者等)には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

詳しくは、地区の農業委員、または農業委員会事務局へ

農政の動きを知り
経営に役立てる



毎週金曜日発刊
購読料月額600円(税込)

お申し込みは地区の農業委員へ

増加する 新規就農希望者



「農業をしてみたい」と全国新規就農センターに相談する人が年々増えています。現在、農業は高齢化と担い手不足が深刻な問題となっており、農地が荒れて失われる危機にあります。今後、新規就農者が農地の維持と地域の活性化に大きな役割を担うものと考えられるのです。現在、農業後継者としての就農がほとんどの中、新たに土地や資金を独自で調達して農業を始めたいという新規就農希望者が、農業技術や生活面でアドバイスをしてもらえらる人に相談に乗ってもらおうというケースもあるようです。そこで就農希望者にはどのような手続きが必要なのかをお知らせします。

農業委員会の承認が必要です

1. 就農者になるために

新規就農希望者は「新規就農申請書」に必要な事項を記入のうえ、農業委員会へ提出していただき、審査(面談)を行います。

この審査後、「新規就農の承認通知」が発行され、農地法第3条や農業経営基盤強化促進法の利用集積による農地取得、賃貸借が農業委員会ですらに審議され新規就農の可否が決定されます。

また、新規就農には、施設・農機具などの事業資金や種代・肥料・農薬などの運転資金が必要です。就農支援等資金や就農準備金、就農研修資金などの支援制度を知って、上手に利用しましょう。



2. 農地取得・耕作要件について

脱サラなどにより、新しく農業を始めるためには、農地を売買により取得したり、賃貸借による利用権設定などを農家が行うのと同様に、市の農業委員会(市外の農地を取得する場合は県知事)の許可を受ける必要があります。

この許可は、自らが耕作しない者の農地取得を排除し、農地の効率的な利用を図るもので、許可要件は次のとおりです。

- ① 農地の総てについて耕作すること。
- ② 農作業に常時従事すること。(年間150日以上)
- ③ 下限面積制限があります。

農地の権利取得後の経営面積が**原則として50%以上になること**が農地法で定められていますが、渋川市では地区によって30%から50%まで下限面積に幅がありますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

- ④ 住所地から、取得しようとする農地までの通作距離など、農地を効率的に利用できること。

新しく農業を始める場合、これらの要件を総て満たさなければなりません。

実際、50%の農地を総て耕作することは容易ではなく、「農地を取得したが、数年で農業を廃業…」となれば、残った農地は耕作放棄地となり、農地を荒らす病虫害の発生源になるため、それまで順調に営農してきた隣地の耕作者に多大な損害を与える恐れがあります。

健全な農地を守るために、就農や農地の取得については、農業委員会の審査と、その許可を受けていただかなければならないのです。

振り込め詐欺にご注意!!



「農業者年金基金の収納係職員」と名乗る人物から電話で30数万円振り込むよう要求があったという事例が発生しました。

未納保険料については農業者年金基金から直接被保険者の方にご連絡することはありません。

「未納の分があるので年金保険料を振り込むように」

「今日払えば受給権は守られるが、明日の振り込みなら消滅」

などと言われても、慌てずに、支払い・入金をしないうちにご注意願います。

家族経営協定を締結 新たに22組の家族が調印し196組に

平成21年8月18日に渋川市役所第二庁舎201会議室で家族経営協定合同調印式が行われ、22組49人の農家の皆さん（下欄参照）が調印を行い、家族内での取り決めについて確認を交わしました。

また農業経営士 本多貞良氏（現みなかみ町農業委員会会長）を講師に迎え「家族で築く魅力ある農業経営」と題して記念講演会を開催しました。参加者は家族経営協定農家の事例に熱心に耳を傾けていました。

家族経営協定とは

農業を営む家族が、経営方針や営農計画、休日、報酬などを家族で話し合い文書化することです。

これにより、1人1人の自覚と責任感が高まり、また休日や報酬が明確になることで女性が安心して外出ができ、社会参画がしやすくなる事が期待されます。

農業委員会では、今日の重要な課題である家族経営協定の締結について積極的に推進を行っています。

皆さんも魅力ある農業経営のために家族経営協定を結びませんか。

家族経営協定に関する問い合わせは、市農業委員会事務局（☎22-2920）、または渋川地区農業指導センター（☎23-1321）へ。



記念講演会の様子

今回協定を締結した農家の皆さん（敬称略 50音順）

- | | | | |
|-------------------|------------|-------------------------|----------|
| ◆飯塚久夫さん・サカエさん | （横堀） | ◆千明昇さん・さとみさん | （中郷） |
| ◆石北守男さん・良美さん | （中郷） | ◆津久井一美さん・光子さん・美文さん・美樹さん | （白井） |
| ◆石坂茂喜さん・近子さん | （上白井） | ◆鳥山正章さん・薫さん・義則さん | （赤城町見立） |
| ◆生方初夫さん・邦子さん | （上白井） | ◆中野完治さん・キミさん | （中郷） |
| ◆生方宏明さん・泰子さん | （上白井） | ◆根井勇さん・光江さん | （北橘町箱田） |
| ◆後藤太久志さん・葉子さん | （上白井） | ◆萩原秋夫さん・美津枝さん | （北橘町真壁） |
| ◆後藤徳太郎さん・仁志さん | （上白井） | ◆萩原享さん・サキ子さん | （赤城町勝保沢） |
| ◆齋藤治雄さん・聡さん | （北橘町下南室） | ◆福島修二さん・恵子さん | （祖母島） |
| ◆須田愛作さん・はま子さん | （赤城町深山） | ◆三富誠さん・恵子さん | （北橘町八崎） |
| ◆関口隆之さん・孝子さん・博至さん | （北牧） | ◆森田幸道さん・貴子さん | （北橘町上箱田） |
| ◆田村久光さん・まち子さん | （赤城町長井小川田） | ◆渡邊浩二さん・サト子さん・豊さん | （白井） |

地域ブランド発信

「みゆきだそば祭り」

行幸田地域営農推進協議会

行幸田地域営農推進協議会（伊藤一秀会長）主催の「みゆきだそば祭り」は11回目を迎え、過去最高の来場者数でした。

平成21年9月27日の開催当日は、開場前から長蛇の列ができました。用意されたそば1,000食は1時間ほどで終了し、残念ながら食べられなかった人も…。

見頃の白いそばの花が1面に広がる会場で、手打ちそばの豊かな味わいを楽しんだ大勢の来場者は大満足の様子でした。

地域ブランド「豊秋そば」のPRで始まった「そば祭り」は立派にその実を結んだようです。



「コンニャク懐石」

子持地区生活改善グループ

子持地区生活改善グループ（猪熊八重子代表）は市の特産品「コンニャク」をPRするため研究を重ねて「コンニャク懐石」メニューを開発しました。

市幹部や伊香保温泉旅館関係者などの意見も取り入れつつ、管理栄養士の指導のもと、季節感に富んだメニューに仕上げました。

平成21年10月19日には、同市金島ふれあいセンターで、農業委員会（廣田勝次会長）の役員や地元委員等約20名を招いて試食会を行い、こんにゃくゼリービシソワーズやコンニャクいなり寿司など10品が紹介されました。

農業委員から「味はあっさりしているがボリュームがありますね。旅館のレディースプランなどに良いのでは」などの意見が出され、猪熊代表は「今後も彩り豊かなコンニャク料理を提供していきたい」と抱負を語っていました。

わたしもひとこと

日本の食を担う



ある「赤城畜産団地」

は昭和四十八年に環境問題等を考え、先進的な畜産団地として始めました。

私の祖父の時代です。私は、小さな頃から豚舎でよく遊んでいました。養豚業を継ぐという事もごく普通に自分の中で決っていました。

後継者として、三年前に就農し、父と母と現在三人で養

豚一貫経営をしています。

『赤城ポーク』というブランド名で「消費者に安全でおいしい豚肉を届けていきたい」と毎日豚が健康に育つよう努力しています。

近頃、農業仲間との付き合い方で、農業について色々と考える事が多くなりました。

今、何が起るのか予想もできない社会です。一生懸命に農業に取り組んでいるのが

むなしくなる事もあります。

養豚農家の戸数は年々減少しています。それが高齢化の問題や経営についてからです。輸

入豚肉におされ、国産養豚肉の価格も低迷しています。今、かなり厳しい時代になっています。今、ますが、いつか、今の努力がむくわれる日が訪れる事を信じて、頑張っていこうと思います。

人間は「食」無しでは生きていけません。

諸外国からの輸入に頼るだけでは、不安を感じます。

「この将来、どんな世界情勢になるか…」そんな事を考えれば、やはり、食料自給率の向上は絶対不可欠な事だと考えます。

今、我々農業者が、責任を持った仕事をして、『日本の食を担う』という気持ちで頑張っていかなければならないと、強く思います。

『貸している農地の地主さんが代わる場合は、借り手の方は耕作が続けられるの?』

農地のつぶやき

その②

借受地の所有権を借受人以外に移転しようとする場合には、借受人の同意がなければ農地法第3条は許可されないことになっています。

賃貸人である地主が農地の所有権を移転する場合には、借受人に対し同意を求めることとなりますが、借受人が、地主の申入れに同意し所有権が移転したとしても、契約が賃貸借であれば、その後の所有権者に対して賃借権を主張できることになっていますので、引き続き耕作することが出来ます。また、永小作権の場合には、登記してあれば同様に新しい所有者にこれらの権利を主張できます。ただし、契約が使用貸借（無償で借りる契約）の場合には、新しい所有者に対して耕作する権利を主張することができなくなります。



角田 悟さん
(赤城町勝保沢)